

株式会社帝国データバンク行動計画（次世代法）

社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うと共に、地域に貢献する企業となるため、次世代育成支援について次のうに行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年5月1日～令和13年4月30日

2. 内容

【目標および方法】

① 令和12年9月期における男性の育児休業等取得率が、50%以上となっている

- ・社内グループウェア等を用い制度周知する

② 令和12年9月期における全従業員の各月ごとの一人当たり平均法定時間外労働（休日労働時間含む）が、10時間以内となっている

- ・月次で同時間の発生状況を確認する
- ・月度途中で同時間が一定に到達した従業員およびマネジャーへ個別通知する